

令和5年度
福島町議会定例会
6月会議議案

福島町

令和5年度 福島町議会定例会 6月会議議案目次

番号	件名	頁
10	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5
11	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
12	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
13	第5次福島町総合計画の変更について	23
14	財産(インターネット系サーバ等)の取得について	29
15	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	31
16	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	33
17	令和5年度福島町一般会計補正予算(第3号)	35
18	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	57
19	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)	73
報告 1	令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	89

議案第10号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 福島町子ども・子育て会議条例(平成26年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項 の規定に基づき、福島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (任務) 第2条 子ども・子育て会議は、 法第77条第1項各号 に掲げる事務を処理するものとする。 2 (略)	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第1項 の規定に基づき、福島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (任務) 第2条 子ども・子育て会議は、 法第72条第1項各号 に掲げる事務を処理するものとする。 2 (略)

(福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針	(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針

に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>

教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る**法第19条第1項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**法第19条第1項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び

る教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る**法第19条 第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**法第19条 第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び

要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定保護者の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どももの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定保護者の該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どももの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに

当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の

該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の

各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条)の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保

各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項)の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保

を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**法第19条第1項第1号**又は**第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就

育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法**第19条 第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法**第19条 第2号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「**同号** _____」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**同号** _____又は**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、 _____

学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども

_____ (特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第

_____ 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども**(特別利用保育を受ける者を除く。)**」と、**同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども**(特別利用保育を受ける者を含む。)」する。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法**第19条 第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法**第19条 第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法**第19条 第1号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第

2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条 に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条 に規定する小規

2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号 _____

_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____」とあるのは「同条第1号 _____又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども _____」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規

模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用してい

模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、**法第19条 第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める**法第19条 第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る**法第19条 第3号**に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用して

る満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつて

いる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつて

は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定

による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保

は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付

育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用

案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利

している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第11号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和50年福島町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>(伝染病防疫作業手当の特例)</u></p> <p><u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、感染者等に接して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、伝染病防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(削る)</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (職員に関する経過措置) 第2条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者 _____を含む。)」とする。	附 則 (職員に関する経過措置) 第2条 <u>当分の間</u> _____ <u>、</u> 第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定している者を含む。)」とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

第5次福島町総合計画の変更について

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第5次福島町総合計画（令和5年度6月改訂版）
後期実施計画（R2～R5）・展望計画

総 括 表

(単位：千円)

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R6~R9 件数
				R2	R3	R4	R5	
産業再生による 雇用創出・次世 代を担うリ ーダー等の育成	水産業・水産加工業	14	1,450,800	151,000	163,600	172,400	963,800	3
	農業	5	166,500	7,000	6,400	34,000	119,100	2
	林業	5	170,600	44,700	49,200	38,300	38,400	4
	商工業、地場産品	7	336,100	132,400	71,900	112,800	19,000	2
	観光・交流	12	156,600	43,000	46,100	31,300	36,200	5
	産業創造と雇用労働対策	6	146,400	70,500	25,300	25,300	25,300	5
	小 計	49	2,427,000	448,600	362,500	414,100	1,201,800	21
	保健予防、健康づくり	8	1,199,800	50,800	15,400	54,800	1,078,800	3
	地域医療	4	22,100	6,100	7,300	5,100	3,600	1
	地域福祉	8	116,900	30,100	60,000	20,800	6,000	2
高齢者の福祉	5	185,500	10,100	63,300	61,500	50,600	1	
小 計	25	1,524,300	97,100	146,000	142,200	1,139,000	7	
土地利用	0	0	0	0	0	0	0	
自然保護、環境共生	2	12,000	2,200	0	0	9,800	0	
公園・緑地、景観、環境美化	1	17,700	1,500	12,500	0	3,700	0	
ごみ処理、リサイクル	1	5,900	5,900	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理	9	727,300	247,800	177,700	165,300	136,500	7	
道路網	8	535,900	123,700	181,800	150,800	79,600	6	
公共交通、情報通信	6	180,200	7,600	138,600	27,600	6,400	2	
住宅	10	963,700	172,500	205,800	334,300	251,100	6	
児童福祉、子育て支援	5	76,000	16,000	20,600	16,000	23,400	2	
火葬場、墓地	2	12,400	2,600	5,500	4,300	0	1	
防災	5	85,500	17,400	25,600	23,100	19,400	3	
消防・救急	8	89,100	14,100	6,600	57,000	11,400	0	
交通安全・防犯	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	57	2,705,700	611,300	774,700	778,400	541,300	27	
生涯学習(推進体制)	1	9,400	9,400	0	0	0	0	
幼児教育、学校教育	15	286,500	107,300	68,800	51,400	59,000	6	
社会教育、青少年の育成	2	373,300	0	12,700	358,400	2,200	1	
スポーツ	6	40,100	2,000	4,800	33,300	0	1	
芸術文化、文化財	1	3,500	3,500	0	0	0	0	
地域間交流、国際化	1	5,600	1,700	1,300	1,300	1,300	1	
小 計	26	718,400	123,900	87,600	444,400	62,500	9	
コミュニティ	1	189,100	44,800	83,400	34,300	26,600	1	
広報・広聴、情報発信	2	7,700	4,400	1,100	1,100	1,100	0	
行政運営	10	256,100	15,500	171,600	39,000	30,000	6	
財政運営	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	13	452,900	64,700	286,100	74,400	57,700	7	
総合計	170	7,828,300	1,345,600	1,626,900	1,853,500	3,002,300	71	

総 括 表

(単位：千円)

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R6~R9 件数
				R2	R3	R4	R5	
産業再生による 雇用創出・次世 代を担うリ ーダー等の育成	水産業・水産加工業	14	1,450,800	151,000	163,600	172,400	963,800	3
	農業	5	166,500	7,000	6,400	34,000	119,100	2
	林業	5	170,600	44,700	49,200	38,300	38,400	4
	商工業、地場産品	7	373,400	132,400	71,900	112,800	56,300	2
	観光・交流	12	156,600	43,000	46,100	31,300	36,200	5
	産業創造と雇用労働対策	6	146,400	70,500	25,300	25,300	25,300	5
	小 計	49	2,464,300	448,600	362,500	414,100	1,239,100	21
	保健予防、健康づくり	8	1,199,800	50,800	15,400	54,800	1,078,800	3
	地域医療	4	22,100	6,100	7,300	5,100	3,600	1
	地域福祉	9	129,600	30,100	60,000	20,800	18,700	2
高齢者の福祉	5	185,500	10,100	63,300	61,500	50,600	1	
小 計	26	1,537,000	97,100	146,000	142,200	1,151,700	7	
土地利用	0	0	0	0	0	0	0	
自然保護、環境共生	2	12,000	2,200	0	0	9,800	0	
公園・緑地、景観、環境美化	1	17,700	1,500	12,500	0	3,700	0	
ごみ処理、リサイクル	1	5,900	5,900	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理	9	727,300	247,800	177,700	165,300	136,500	7	
道路網	8	535,900	123,700	181,800	150,800	79,600	6	
公共交通、情報通信	6	180,200	7,600	138,600	27,600	6,400	2	
住宅	10	963,700	172,500	205,800	334,300	251,100	6	
児童福祉、子育て支援	5	76,000	16,000	20,600	16,000	23,400	2	
火葬場、墓地	2	12,400	2,600	5,500	4,300	0	1	
防災	5	85,500	17,400	25,600	23,100	19,400	3	
消防・救急	8	89,100	14,100	6,600	57,000	11,400	0	
交通安全・防犯	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	57	2,705,700	611,300	774,700	778,400	541,300	27	
生涯学習(推進体制)	1	9,400	9,400	0	0	0	0	
幼児教育、学校教育	15	286,500	107,300	68,800	51,400	59,000	6	
社会教育、青少年の育成	2	373,300	0	12,700	358,400	2,200	1	
スポーツ	6	40,100	2,000	4,800	33,300	0	1	
芸術文化、文化財	1	3,500	3,500	0	0	0	0	
地域間交流、国際化	1	5,600	1,700	1,300	1,300	1,300	1	
小 計	26	718,400	123,900	87,600	444,400	62,500	9	
コミュニティ	1	189,100	44,800	83,400	34,300	26,600	1	
広報・広聴、情報発信	2	7,700	4,400	1,100	1,100	1,100	0	
行政運営	10	256,100	15,500	171,600	39,000	30,000	6	
財政運営	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	13	452,900	64,700	286,100	74,400	57,700	7	
総合計	171	7,878,300	1,345,600	1,626,900	1,853,500	3,062,300	71	

変更前

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R6~R9 件数
			R2	R3	R4	R5	
町	148	1,226,100	361,400	169,400	190,900	504,400	197,700
国庫支出金		118,350	12,300	15,700	17,250	73,100	101,500
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		3,950,200	499,000	634,600	891,700	1,924,900	1,140,100
地方債		580,000	139,900	125,300	144,700	170,100	541,400
その他		1,342,950	241,000	425,000	396,250	280,700	696,000
一般財源		7,217,600	1,253,600	1,370,000	1,640,800	2,953,200	2,676,700
事業費		0	0	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
道	4	159,400	42,400	43,100	54,400	19,500	37,400
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		400	100	100	100	100	0
一般財源		159,800	42,500	43,200	54,500	19,600	37,400
事業費		0	0	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
一部事務組合	8	53,800	8,000	0	45,800	0	0
地方債		6,100	6,100	0	0	0	0
その他		29,200	0	6,600	11,200	11,400	0
一般財源		89,100	14,100	6,600	57,000	11,400	0
事業費		49,200	12,300	26,700	10,200	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
その他		275,200	19,500	170,500	70,700	14,500	40,700
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		37,400	3,600	9,900	20,300	3,600	14,400
一般財源		361,800	35,400	207,100	101,200	18,100	55,100
事業費							

変更後

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R6~R9 件数
			R2	R3	R4	R5	
町	149	1,257,702	361,400	169,400	190,900	536,000	197,700
国庫支出金		118,350	12,300	15,700	17,250	73,100	101,500
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		3,950,200	499,000	634,600	891,700	1,924,900	1,140,100
地方債		580,000	139,900	125,300	144,700	170,100	541,400
その他		1,361,350	241,000	425,000	396,250	299,100	696,000
一般財源		7,267,602	1,253,600	1,370,000	1,640,800	3,003,200	2,676,700
事業費		0	0	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
道	4	159,400	42,400	43,100	54,400	19,500	37,400
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		400	100	100	100	100	0
一般財源		159,800	42,500	43,200	54,500	19,600	37,400
事業費		0	0	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
一部事務組合	8	53,800	8,000	0	45,800	0	0
地方債		6,100	6,100	0	0	0	0
その他		29,200	0	6,600	11,200	11,400	0
一般財源		89,100	14,100	6,600	57,000	11,400	0
事業費		49,200	12,300	26,700	10,200	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
その他		275,200	19,500	170,500	70,700	14,500	40,700
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		37,400	3,600	9,900	20,300	3,600	14,400
一般財源		361,800	35,400	207,100	101,200	18,100	55,100
事業費							

変更前

7頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人財育成）
 【項目】 商工業、地場産品

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
地域経済緊急支援事業	町	188,400	地域商品券発 行、経営持続化 助成金、地域商 店活性化事業	地域商品券発 行、経営持続化 助成金、地域商 店活性化事業	地域商品券発行			
			71,700	39,900	76,800	0		
(略)								
項目合計	7	336,100	132,400	71,900	112,800	19,000	2	76,000

(単位:千円)

変更後

7頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人財育成）
 【項目】 商工業、地場産品

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
地域経済緊急支援事業	町	225,700	地域商品券発 行、経営持続化 助成金、地域商 店活性化事業	地域商品券発 行、経営持続化 助成金、地域商 店活性化事業	地域商品券発行	地域商品券発行		
			71,700	39,900	76,800	37,300		
(略)								
項目合計	7	373,400	132,400	71,900	112,800	56,300	2	76,000

(単位:千円)

変更前

9頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人財育成）
 【項目】 産業創造と雇用労働対策

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
基本方向合計	49	2,427,000	448,600	362,500	414,100	1,201,800	21	742,600

(単位:千円)

変更後

9頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人財育成）
 【項目】 産業創造と雇用労働対策

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
基本方向合計	49	2,464,300	448,600	362,500	414,100	1,239,100	21	742,600

(単位:千円)

10頁

【基本方向】町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実（保健・医療・福祉）
【項目】 地域福祉

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
子育て世帯支援 別添付事業	町	12,700					子育て世帯への 支援	
(略)			0	0	0	12,700	0	
項目合計	0	129,600	30,100	60,000	20,800	18,700	2	24,000

(単位:千円)

13頁

【基本方向】町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実（保健・医療・福祉）
【項目】 高齢者の福祉

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
基本方向合計	26	1,537,000	97,100	146,000	142,200	1,151,700	7	101,000

(単位:千円)

34頁

【基本方向】協働のまちづくり・行財政運営の充実（住民活動、行財政）
【項目】 行政運営

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
総合計	171	7,878,300	1,345,600	1,626,900	1,853,500	3,052,300	71	2,769,200

(単位:千円)

12頁

【基本方向】町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実（保健・医療・福祉）
【項目】 地域福祉

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
項目合計	8	116,900	30,100	60,000	20,800	6,000	2	24,000

(単位:千円)

13頁

【基本方向】町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実（保健・医療・福祉）
【項目】 高齢者の福祉

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
基本方向合計	25	1,524,300	97,100	146,000	142,200	1,139,000	7	101,000

(単位:千円)

34頁

【基本方向】協働のまちづくり・行財政運営の充実（住民活動、行財政）
【項目】 行政運営

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			R2	R3	R4	R5	R6	
(略)								
総合計	170	7,828,300	1,345,600	1,626,900	1,853,500	3,002,300	71	2,769,200

(単位:千円)

議案第14号

財産（インターネット系サーバ等）の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- 1 財産の名称及び数量 インターネット系サーバ等 一式
- 2 取得価格 38,500,000円
- 3 取得の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長職務代理者 副組合長 三井 一敏
- 4 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方
函館市本町6番7号
ファーストクラウド株式会社
代表取締役 佐々木 浩美
- 5 取得の方法 随意契約


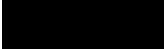
議案第15号

支払督促の申立てに係る訴えの提起について

福島町出産祝金の返還金請求に係る支払督促の申立てについて、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 債務者 | |
| | ・住所 |  |
| | ・氏名 |  |
| 2 | 事件名 | 福島町出産祝金の返還金請求事件 |
| 3 | 請求の内容 | 町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金970,000円 |


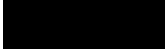
議案第16号

支払督促の申立てに係る訴えの提起について

福島町出産祝金の返還金請求に係る支払督促の申立てについて、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

- | | |
|---------|--|
| 1 債務者 | |
| ・住所 |  |
| ・氏名 |  |
| 2 事件名 | 福島町出産祝金の返還金請求事件 |
| 3 請求の内容 | 町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金165,000円 |

議案第 17 号

令和 5 年度福島町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度福島町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,345,078 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 21 日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		259,190	22,211	281,401
	2 国 庫 補 助 金	114,420	22,211	136,631
17 繰 入 金		439,052	52,078	491,130
	2 基 金 繰 入 金	439,049	52,078	491,127
19 諸 収 入		116,520	4,650	121,170
	5 雑 入	42,549	4,650	47,199
歳 入 合 計		5,266,139	78,939	5,345,078

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		49,428	3,040	52,468
	1 議 会 費	49,428	3,040	52,468
2 総 務 費		388,381	6,257	394,638
	1 総 務 管 理 費	251,798	6,200	257,998
	2 徴 税 費	13,077	57	13,134
3 民 生 費		481,343	46,566	527,909
	1 社 会 福 祉 費	407,664	32,261	439,925
	2 児 童 福 祉 費	68,171	14,305	82,476
6 農 林 水 産 業 費		305,927	1,272	307,199
	2 林 業 費	53,145	919	54,064
	3 水 産 業 費	121,941	353	122,294
7 商 工 費		116,804	5,150	121,954
	1 商 工 費	116,804	5,150	121,954
8 土 木 費		466,636	13,200	479,836
	2 道 路 橋 梁 費	166,325	3,000	169,325
	4 都 市 計 画 費	25,731	7,200	32,931
	5 住 宅 費	238,928	3,000	241,928

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		198,512	3,107	201,619
	1 教 育 総 務 費	75,115	624	75,739
	4 社 会 教 育 費	11,134	1,980	13,114
	5 保 健 体 育 費	75,463	503	75,966
12 諸 支 出 金		241,043	347	241,390
	2 特別会計繰出金	237,543	347	237,890
歳 出 合 計		5,266,139	78,939	5,345,078

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	259,190	22,211	281,401
17 繰入金	439,052	52,078	491,130
19 諸収入	116,520	4,650	121,170
歳入合計	5,266,139	78,939	5,345,078

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	49,428	3,040	52,468				3,040
2 総務費	388,381	6,257	394,638				6,257
3 民生費	481,343	46,566	527,909	22,211		28	24,327
6 農林水産業費	305,927	1,272	307,199				1,272
7 商工費	116,804	5,150	121,954				5,150
8 土木費	466,636	13,200	479,836			4,622	8,578
10 教育費	198,512	3,107	201,619				3,107
12 諸支出金	241,043	347	241,390				347
歳出合計	5,266,139	78,939	5,345,078	22,211		4,650	52,078

入 歳

2 歳入
1 3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	33,264	20,270	53,534	2 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金	20,270	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 20,270
2 民生費国庫補助金	5,846	1,941	7,787	3 子育て世帯生 活支援特別給 付金給付事業 費補助金	1,350	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,350
				4 子育て世帯生 活支援特別給 付金給付事務 費補助金	591	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 591
計	114,420	22,211	136,631			

1 7 款 繰入金
2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	306,755	52,078	358,833	1 財政調整基金 繰入金	52,078	財政調整基金繰入金 52,078
計	439,049	52,078	491,127			

1 3 款 国庫支出金 1 7 款 繰入金

19款 諸収入
5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	39,449	4,650	44,099	4 保険料負担金 収入	28	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入 28
計	42,549	4,650	47,199	9 雑入	4,622	代執行経費徴収金(滞納繰越分) 4,622

歳

出

3 歳出

1 款 議会費 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区 分	金額	
1 議会費	49,428	3,040	52,468			3,040	1 報酬	議会運営費 2,233	3,040
							3 職員手当等	1 議会議員歳費 2,233 3 議員期末手当 807	2,233 807
計	49,428	3,040	52,468	0	0	3,040			

2 款 総務費 1 項 総務管理費

17 ふるさと暮らし応援事業費	11,000	1,200	12,200			1,200	18 負担金・補助及び交付金	定住促進住宅等奨励事業費 1,200 18 住宅リフォーム補助金 1,200	1,200 1,200
20 チャレンジスピリット応援事業費	15,000	3,000	18,000			3,000	18 負担金・補助及び交付金	チャレンジスピリット応援事業費 3,000 18 施設投資助成金 3,000	3,000 3,000
21 雇用奨励等支援事業費	4,100	2,000	6,100			2,000	18 負担金・補助及び交付金	雇用奨励等支援事業費 2,000 18 福島商業高校新卒者雇用奨励助成金 2,000	2,000 2,000
計	251,798	6,200	257,998	0	0	6,200			

2 款 総務費
2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 定 地 方 債 そ の 他	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額		
2 賦課徴収費	12,867	57	12,924			57	10 需用費	57	賦課費 10 消耗品費	57
計	13,077	57	13,134	0	0	0				

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

5 生活支援ハ ウス管理運 営費	23,473	1,700	25,173			1,700	10 需用費	1,700	生活支援ハ ウス管理運 営費 10 修繕費	1,700
9 低所得者世 帯支援給付 金給付事業 費	0	30,561	30,561	20,270 国庫支出金		10,291	10 需用費	200	低所得者世帯支援給付金給付事業費	30,561
							11 役務費	620	10 消耗品費	100
							12 委託料	1,991	11 通信運搬費	100
									11 各種手数料	400
							18 負担金・補助 及び交付金	27,750	12 電子計算機システム開発委託料	1,991
		18 低所得者世帯支援給付金	27,750							
計	407,664	32,261	439,925	20,270	0	11,991				

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
2 児童措置費	40,905	440	41,345			440	22 償還金・利子 及び割引料	440	児童措置費 22 国庫補助金過年度過誤納還付金 440	
3 保育所費	20,833	190	21,023			190	17 備品購入費	190	保育所費 17 管理用備品購入費 190	
5 子育て世帯 生活支援特 別給付金給 付事業費	0	13,675	13,675	1,941 国庫支出金	28 諸収入	11,706	2 給料 4 共済費 10 需用費 11 役務費 18 負担金・補助 及び交付金	310 92 173 100 13,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 13,675 2 フルタイム会計年度任用職員給料 310 4 社会保険料 88 4 労働保険料 4 10 消耗品費 143 10 印刷製本費 30 11 通信運搬費 60 11 各種手数料 40 18 子育て世帯生活支援特別給付金 13,000	
計	68,171	14,305	82,476	1,941	28	12,336				

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 国道支出金	地方債	財 源 そ の 他	区 分	金額			
										一般財源	
5 治山費	3,582	919	4,501			919	12 委託料	913	919	自然災害防止事業費 12 測量調査等委託料 13 土地借上料	913 6
計	53,145	919	54,064	0	0	0					

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

1 水産業総務費	308	353	661			353	8 旅費	353	353	水産業総務費 8 普通旅費	353
計	121,941	353	122,294	0	0	0					

7 款 商工費
1 項 商工費

3 観光費	23,668	4,000	27,668			4,000	18 負担金・補助 及び交付金	4,000	4,000	観光振興費 18 観光協会補助金	4,000
-------	--------	-------	--------	--	--	-------	--------------------	-------	-------	---------------------	-------

7 款 商工費
1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 地 方 債 其 他	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
5 横網の里づくり費	1,759	1,150	2,909			1,150	7 報償費	1,040	横網の里づくり事業費 7 力士招聘謝金 1,040
							10 需用費	110	10 消耗品費 70 10 食糧費 40
計	116,804	5,150	121,954	0	0	5,150			

8 款 土木費
2 項 道路橋梁費

53

2 道路維持費	104,212	3,000	107,212			3,000	14 工事請負費	3,000	交通安全施設事業費 3,000 14 町道丸山団地2号線外歩道等改良工事費 3,000
計	166,325	3,000	169,325	0	0	3,000			

8 款 土木費
4 項 都市計画費

3 住環境整備事業費	11,704	7,200	18,904			2,578	18 負担金・補助及び交付金	7,200	空家等対策支援事業費 7,200 18 空家等除却補助金 7,200
						4,622	諸収入		

7 款 商工費 8 款 土木費

8 款 土木費
4 項 都市計画費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	地方債 その他	財源	一般財源	区分		金額
計	25,731	7,200	32,931	0	4,622	2,578				

8 款 土木費
5 項 住宅費

1 住宅管理費	22,053	3,000	25,053			3,000	10 需用費	3,000	町営住宅整備事業費 10 町営住宅小破修繕費	3,000
計	238,928	3,000	241,928	0	0	3,000				3,000

10 款 教育費
1 項 教育総務費

1 教育委員会費	45,604	24	45,628			24	7 報償費	24	高校魅力化推進事業費	24
							10 需用費	0	7 P R ノベルティ購入費 10 燃料費 10 光熱水費	24 1,320 1,320
4 教員住宅管理費	1,954	600	2,554			600	10 需用費	600	教員住宅管理費 10 修繕費	600 600

10款 教育費
1項 教育総務費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方 債	その他 財源	区 分	金額	
計	75,115	624	75,739	0	0	0	624		

10款 教育費
4項 社会教育費

2 文化財保護費	1,061	1,980	3,041				1,980	14 工事請負費	1,980	文化財保護費 14 旧教員住宅改修工事費 1,980
計	11,134	1,980	13,114	0	0	0	1,980			

10款 教育費
5項 保健体育費

2 総合体育館運営費	16,007	503	16,510				503	10 需用費	503	総合体育館運営費 10 修繕費 503
計	75,463	503	75,966	0	0	0	503			

1 2 款 諸支出金
 2 項 特別会計繰出金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国道支出金	地方債	財 源 そ の 他	区 分	金 額		
1 繰出金	237,543	347	237,890				27 繰出金	347	繰出金 27 国民健康保険特別会計繰出金 27 町立診療所特別会計繰出金	347 273 74
計	237,543	347	237,890	0	0	0		347		

議案第18号

令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		70,013	276	70,289
	1 他会計繰入金	48,650	273	48,923
	2 基金繰入金	21,363	3	21,366
7 諸収入		11	1	12
	1 延滞金・加算金 及び過料	6	1	7
歳入合計		734,138	277	734,415

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,042	273	6,315
	1 総務管理費	2,827	4	2,831
	2 徴税費	1,631	269	1,900
5 保健事業費		10,418	4	10,422
	1 特定健康診査等事業費	8,883	4	8,887
歳出合計		734,138	277	734,415

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	70,013	276	70,289
7 諸収入	11	1	12
歳入合計	734,138	277	734,415

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,042	273	6,315			273	
5 保健事業費	10,418	4	10,422				4
歳出合計	734,138	277	734,415			273	4

入 歳

2 歳入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	48,650	273	48,923	2 一般会計繰入金	273	事務費繰入金	273
計	48,650	273	48,923				

(単位：千円)

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 事業基金繰入金	21,363	3	21,366	1 事業基金繰入金	3	事業基金繰入金	3
計	21,363	3	21,366				

7 款 諸収入

1 項 延滞金・加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	2	1	3	1 一般被保険者延滞金	1	一般被保険者国保延滞金(滞納繰越分)	1
計	6	1	7				

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	地 方 債	其 他	区 分	金 額	
1 一般管理費	1,852	4	1,856			4	13 使用料及び賃借料	4 一般管理費 13 パーソナルコンピュータソフトウェアライセンス使用料 4	
計	2,827	4	2,831	0	0	4			

1 款 総務費 2 項 徴税費

1 賦課徴収費	1,631	269	1,900			269	10 需用費	269	賦課徴収費 10 印刷製本費 269
計	1,631	269	1,900	0	0	269			

5 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	8,883	4	8,887				13 使用料及び賃借料	4	特定健康診査等事業費 13 パーソナルコンピュータソフトウェアライセンス使用料 4
計	8,883	4	8,887	0	0	0			

議案第19号

令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		31,810	74	31,884
	1 他会計繰入金	31,810	74	31,884
歳入合計		111,112	74	111,186

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		41,516	74	41,590
	1 総務管理費	41,516	74	41,590
歳出合計		111,112	74	111,186

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	31,810	74	31,884
歳入合計	111,112	74	111,186

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	41,516	74	41,590			74	
歳出合計	111,112	74	111,186			74	

入 歳

2 歳入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	31,810	74	31,884	1 一般会計繰入金	74	一般会計繰入金
計	31,810	74	31,884			

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 地 方 債	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 一般管理費	41,516	74	41,590		74		22 償還金・利子 及び割引料	74	一般管理費 22 国庫補助金過年度過誤納還付金
計	41,516	74	41,590	0	74	0			

報告第1号

令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

令和4年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和5年6月21日提出

福島町長 鳴海 清春

